

債務負担行為

地方自治法

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

債務負担行為は、予算の「内容の一部」として、議会の議決によって設定されますが、歳出予算には含まれません。

債務負担行為は、あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないからです。したがって、現実に現金支出が必要となった場合は、あらかじめ歳出予算に計上しなければなりません。これを「現年度化」といいます。

事業の大型化、複雑化などで、事業が複数年度にわたる場合、継続費ではなく債務負担行為を利用するケースが増えています。

ただし、当然、後年度の歳入状況によってはリスクを先送りすることになり、財政運営上、乱用には注意が必要です。

まぎらわしい用語として支出負担行為がありますが、こちらは予算ではなく支出に関する手続きです。

債務負担行為

予算の内容の一部をなすものだが、債務負担行為は歳出予算には含まれない。つまりこの債務負担行為は、支出の原因となる契約等の債務を負担するだけの権限に基づく行為であって、現金支出を必要とするときには、あらかじめ歳出予算に計上しなければならない。これを現年度化という。継続費で事業を行うよりこの債務負担行為を利用するほうが多くなっている。

ところがこの現年度化をいつ行うかは財政運営上の便宜にゆだねられている。高度経済成長期には、予算規模を大きく拡大しないために、あるいは財源不足が見込まれるときに、この債務負担行為の予算で定められた事項と限度額を利用し、用地造成や学校施設の建設を先行して実施し、次年度かその年度末の歳入の自然増収によって現年度化することがあった。実質的なヤミ起債と指摘されるものである。また自治体が開発公社などに債務保証を与え、そこが金融機関から一時借入金だけを借り、この資金で用地や学校その他施設を取得建設させる場合にもこの制度が用いられることがあった。自治体が後に自然増収やその他の余裕財源でそれらを買収するのである。乱用には警戒が必要である。国の場合は5年間の期限つきであるが、自治体の場合は無期限であり、地方自治法施行規則に定める様式によって予算の内容としてこの期限を定めることになる。

債務負担行為

「債務」とは、経費の支出義務のことです。

「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。